



令和元年 (2019年) 10月 25日 (金)

No. 15039 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆欧州各国の知的財産制度

—第1回— 英国(上) (1)

☆[春宵一刻] ダーウィンとハエトリグサ (10)

欧州各国の知的財産制度

—第1回— 英国(上)

日本大学法学部(大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

1. はじめに

欧州では近年、欧州特許制度改革の動きが活発であり、単一効特許制度と統一特許訴訟制度の導入が進められている。このような欧州の広域的な制度との役割分担という点で、欧州各国の知的財産制度は、重要な役割を担っている。

本稿は、欧州各国の知的財産制度について、複数

回に分けて紹介するものである。今回は、英国の知的財産制度のうち、特許制度を中心に解説する。

2. 総論

英国の知的財産法には、特許法、意匠法、商標法、著作権法などがあり、実用新案法は制定されていない。秘密情報とパッシングオフは、コモンローが対

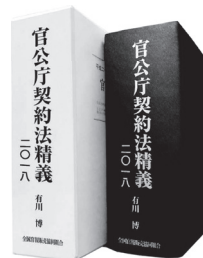
官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携!
「東京都の入札改革の概要」など新たな内容を書き下ろし!

官公庁契約法精義

日本大学総合科学研究所教授 有川 博
元会計検査院第四局長

A5 版上製箱入 本体 12,500+ 税

2018



※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ!

応している。

英国の知的財産法の歴史は古く、特に、特許制度については、長い歴史があり、14～15世紀に遡る。当時は、国王が一定の業者に特権を与える際に、国王の紋章が付けられた特許状(Letters Patent)が付与されていた。エリザベス1世とジェームズ1世の時代には、特許制度が濫用されることもあり、このような特許制度の濫用を防ぐために、1624年に専売条例が制定された。この条例では、「新規な発明」であれば、14年間の期限付きで専売権が付与されることが規定されていた。

特許に関する最初の包括的な制定法は、1852年の改正特許法である。この改正により、知的財産庁が設立され、特許出願の要件として、発明の内容を説明する明細書の提出が導入された。その後、1977年には、欧州特許条約(EPC)、特許協力条約(PCT)への加盟に伴い、1977年英国特許法が制定された。また、2000年EPC改正に基づいて、2004年英国特許法が制定され、さらに幾度の改正を経て、現在に至っている。

知的財産条約については、英国は、パリ条約、TRIPS協定、WIPO設立条約、欧州特許条約(EPC)、特許協力条約(PCT)、マドリッド協定議定書、ハーグ協定(国際意匠登録制度)に加盟している。著作権条約については、ベルヌ条約、ローマ条約、WIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約などの主要な条約に加盟している。

3. 特許制度(特許法)

特許制度については、2017年10月1日、改正特許法が施行された。ここでは、この法律に基づいて、英国の特許制度について解説する。(以下、括弧書の条文は、特に指示がない限り、英国の「特許法」の条文を示す。)

(1) 保護対象

特許の保護対象は、「発明」である(1条(1))。特許法には「発明」について明確な定義規定は置かれていないが、次の(a)～(d)は、発明とは認められない(1条(2))。

- (a) 発見、科学理論又は数学的方法
- (b) 文学的、戯曲的、音楽的又は美術的作品その他審美的創作物
- (c) 精神的活動を実行し、遊戯若しくは業務を行うための計画、規則若しくは方法又はコン

ピュータ・プログラム

(d) 単なる情報の提供

<解説>

日本では、「プログラム」は特許の保護対象とされている(日本国特許法2条3項1号)が、英国の特許法には、「コンピュータ・プログラム」を特許の保護対象から除外する規定が置かれている(1条(2))。ただし、英国でも、実務上、プログラムを含む物については、科学に対して技術的に貢献するものであれば、特許が付与されている。

(2) 特許要件

①産業上の利用可能性

特許を受けるためには、「産業上の利用可能性」を有することが要件とされており(1条(1)(c))、「発明は、農業を含む何れかの産業分野において製造又は使用されるときは、産業上利用することができる」と規定されている(4条(1))。

②新規性

特許を受けるためには、「新規性」を有することが要件とされており(1条(1)(a))、「発明は、技術水準の一部を構成しないときは、新規なものと認められる」と規定されている(2条(1))。

また、「技術水準」は、「当該発明の優先日前に(英国、外国を問わず)公衆に対し書面若しくは口頭の説明により又は実施その他の方法により利用可能なものとされたすべての事項(製品若しくは方法であるかを問わない)」を包含する(2条(2))。

なお、「公開される」とは、(英国内外を問わず)公衆による利用が可能にされることをいう(130条(1))。

③新規性喪失の例外

次の事項については、新規性を喪失しない(2条(4))。

- (1) 出願人又はその適法な承継人との関係において明白な濫用により、又はその結果により開示された日から6か月以内に出願された発明
- (2) 公の又は公認の国際博覧会における発明者による発明の展示の日から6か月以内に出願された発明

<解説>